

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(報告事項)	(報告事項)
第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。	第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。
(1)～(16)の2 (略)	(1)～(16)の2 (略)
(17) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者の役員にあっては、役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいざれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関の役員にあっては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき(外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあっては銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあっては銀行法令又は外国銀行法令の規定により、保険会社の役員にあっては保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったときを含む。)。	(17) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者の役員にあっては、役員が法第29条の4第1項第2号イから上までに掲げる者のいざれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関の役員にあっては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき(外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあっては銀行法令の規定により、外国銀行の役員にあっては銀行法令又は外国銀行法令の規定により、保険会社の役員にあっては保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったときを含む。)。
(17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいざれかに該当することとなった事実を知ったとき。	(17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから上までに掲げる者のいざれかに該当することとなった事実を知ったとき。
(18)～(26) (略)	(18)～(26) (略)
2 (略)	2 (略)
付 則	
この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。	